

〈玉川大学 農学部 研究教育 紀要 規定〉

1. 玉川大学農学部に、「玉川大学 農学部 研究教育 紀要（以下、紀要）」編集委員会（以下、委員会）を設置する。
2. 委員会は、紀要の編集・製作にあたるものとする。
3. 委員会は、委員長（農学部長）、副委員長（学科主任・副主任）、編集委員（各学科より1名）をもって構成する。但し、必要に応じて編集委員若干名を加えられるものとする。
4. 任期は、次のとおりとする。
 - (1) 委員長および副委員長は、その職務在任期間とする。
 - (2) 編集委員は、原則として2年とする（ただし、再任を妨げない）。
5. 紀要是、原則として年1回発行し、その発行部数は委員会において決定する。同時に、その内容を玉川大学のホームページに掲載し、原則としてオープンアクセスとする。ただし、投稿原稿の責任著者からの正当な理由に基づく依頼があった場合などを含め、委員会の判断により、題目、著者名および要旨だけを掲載する場合もある。
6. 原稿の提出締め切りは、編集委員会で決定する。
7. 投稿者には農学部に所属する専任教職員を著者に含むものとする。その条件を満たせば、委員会が認めた他部署、他機関、大学院生、学士課程学生などを責任著者（Corresponding author）または共著者として含めることができる。
8. 原稿の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 研究報告：独創的な研究で当該分野における新知見が含まれている論文（短報を含む）。
 - ・委員会が依頼する科学者（2名以上：担当編集委員を含む）による査読を受ける。
 - ・委員会は、前年度に実施された農学部共同研究に採択された課題に対し、研究代表者に投稿を依頼する。
 - (2) 研究解説：すでに学術誌などに掲載あるいは投稿された内容の解説、研究方法の紹介など。
 - (3) 調査報告：玉川大学内、北海道弟子屈農場、鹿児島南さつまキャンパス久志農場、箱根自然観察林、カナダ国ナナイモ校地の生物相調査など資料的な価値のある記録など。
 - (4) 教育実践報告：教材開発、授業改善の工夫、教育の諸活動、初等中等教育機関との連携などの取り組み。
 - ・教員養成課程における理科及び農業の指導法、教材開発に関する報告。
 - ・農学部における教育活動に関する報告。
 - ・農学部公認の課外活動の成果に関する報告。
 - (5) 業務報告：学内農場、北海道弟子屈農場、鹿児島南さつまキャンパス久志農場、箱根自然観察林、生産加工室、Farmtory（Sci Tech Farm、アクア・アグリステーション）、養蜂関連施設などにおける教育研究活動の年間報告
 - ・当該年度に実施された農産研究センターの活動の概略を掲載する。
 - (6) その他：農学部専任教員の業績リスト（論文、解説、著書など）
9. 原稿の最終的な採否、掲載順序については、委員会で決定する。
10. 委員会のメンバーあるいは委員会の依頼した科学者による校閲（研究報告は査読）を受け、受理された原稿をもって掲載可とする。
11. 英文原稿については、英語を母国語とする科学者の校閲を受けること。
12. 執筆要領については、編集委員会の定める細則に従うこと。

制定 平成28年9月1日

改定 平成31年2月8日

以上